

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成三十年八月十四日から同年十二月十四日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

平成三十年八月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパービバホーム橿原店
所在地 橿原市曾我町一六一一ほか

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面3記載のとおり
収容台数 七七八台

（変更後）位置 届出書添付図面4記載のとおり
収容台数 五八九台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 届出書添付図面3記載のとおり
面積 六三〇平方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面3―2記載のとおり
面積 六五五平方メートル

廃棄物保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 届出書添付図面3記載のとおり
容量 三四・〇立法メートル

（変更後）位置 届出書添付図面4記載のとおり
容量 四二・七立法メートル

三 変更する年月日

平成三十一年三月十三日

四 届出年月日

平成三十年七月十三日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成三十年八月十四日から同年十二月十四日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県の条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで